

茅ヶ崎市予防接種健康被害調査会の会議の運営方法について

1. 会議の非公開決定について

※茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）第20条関係  
会議に諮って決定される。

○非公開とする場合の要件

- (1) 非公開情報に係る事項について審議等を行うとき（当該附属機関が公開することを相当と認めるときを除く。）。
- (2) 会議を公開することにより当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると当該附属機関が認めるとき。

2. 会議結果の公表について

※茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱

（平成29年4月1日施行 以下「要綱」という。）第17条及び第18条関係

- (1) 概要 会議終了後2日以内
- (2) 議事録 会議終了後45日以内

3. 議事録の作成方法

※要綱第18条第3項関係

発言者の委員名（〇〇委員）を記載した摘録

4. 非公開の会議の公表について

※要綱第18条第4項関係

議事録に代えて議題及び議事の概要を公表

【参考資料】

- (1) 茅ヶ崎市情報公開条例（昭和61年茅ヶ崎市条例第2号）
- (2) 茅ヶ崎市附属機関及び懇談会等の設置及び会議の公開等運営に関する要綱  
（平成29年4月1日施行）